

事務連絡  
令和6年2月21日

建築BIM推進会議 関係団体 各位

国土交通省 住宅局 建築指導課

### 建築BIM加速化事業について（周知依頼）

日頃より、建築行政の推進にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

建築BIM加速化事業<sup>※1</sup>については、令和4年度第2次補正予算で事業を実施しておりましたが、引き続き令和5年度補正予算でも事業を実施します。令和5年度補正予算では、小規模プロジェクトや改修プロジェクトも補助の対象とするほか、協力事業者（下請事業者等）への支援の充実を図っています。

代表事業者<sup>※2</sup>の登録は、本年1月22日（月）より開始しており、代表事業者の登録通知日以後の費用が補助対象となりますので、本事業の活用にあたっては、まずは代表事業者の登録をお願いいたします。詳細については添付のチラシを参照してください。

貴団体におかれましては、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士に、本事業について周知して頂きますようお願い申し上げます。

- ※1 建築BIM加速化事業：一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクトにおいて、複数の事業者が連携して建築BIMデータの作成等を行う場合に、BIMソフトウェアや講習等に要する費用に対して、国が補助を行うものです。
- ※2 代表事業者：本補助を受けようとする複数の設計者又は施工者を代表する者であり、補助金の交付申請のとりまとめ等を行っていただきます。

以上

# 建築BIM活用プロジェクト

を支援します

令和5年度補正予算において  
～「**建築BIM加速化事業**」を引き続き実施します～  
(国費60億円)

小規模プロジェクトや改修プロジェクトも  
対象になりました！



個々のBIM



みんなのBIM



## 建築BIM加速化事業 **3**つのポイント

- 1** 来年度末(R6年度末)までの**基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成**が対象です
- 2** 設計BIMモデルや施工BIMモデルの**作成等に要する費用**について幅広く補助します
- 3** **協力事業者(下請事業者等)だけでなく、代表となる元請事業者等も補助の対象**です

**まずは、プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします** (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

詳細は裏面をご覧ください

# 建築BIMを活用する事業者の拡大により 建築BIMの社会実装を加速化します

## ○対象となるBIMモデル作成費

項目	含まれる経費
<b>BIMライセンス等費</b>	・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
<b>BIMコーディネーター等費</b>	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
<b>BIMモデラー費</b> （施工BIMに限る）	・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費

協力事業者（下請事業者等）への支援を充実化しました。

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

## ○よくある「誤解」

- 既にBIMを使っている事業者はダメですか？  
⇒ BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、契約済のクラウドサービスなどが補助対象となります。
- 下請事業者や専門工事業者は、代表事業者になれませんか？  
⇒ 要件を満たしていれば、代表事業者になることも可能ですが、一者以上の協力事業者が必要です。
- 建築士事務所登録や建設業の許可がないとダメですか？  
⇒ 設計又は施工を行う者であれば、協力事業者になることが可能です。
- 令和6年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？  
⇒ その必要はなく、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば大丈夫です。
- 令和4年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？  
⇒ 対象になります。交付申請の受付開始はR6年夏ごろを予定しております。
- 補助対象になる期間は、令和7年2月までですか？  
⇒ ソフトウェアや関連機器、クラウドサービスについては、一定の要件を満たせば、プロジェクトが終了するまでの間、補助対象とすることが可能です。
- 成果品としてBIMデータの提出が必要で、その内容が公開されますか？  
⇒ BIMデータの提出は必要ありませんし、公開されることもありません。
- 発注者や所有者の情報が公開されますか？  
⇒ 公開されません。

## ○スケジュール ※今後変更の可能性があります

**事業者登録** 令和6年1月22日～12月24日

**交付申請** 令和6年4月1日～12月31日

**完了実績報告** 令和6年12月1日～令和7年2月28日  
（完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります）

### お問合せ先

建築BIM加速化事業実施支援室  
03-6803-6754

### 詳細情報

<https://r5-6bim-shien.jp/>

